

5. その他

5. その他

(1) 動物園・水族館の展示動物

①日本動物園水族館協会における対応の経緯

年月日	被災した動物園・水族館への対応
平成 23 年 3 月 11 日	被害情報収集開始
3 月 12 日	被害状況(速報 1)一覧作成、Facebook 利用開始
3 月 13 日	義援金受付開始、 被災園館からの支援要請集約開始 仙台市八木山動物公園で飼料が不足しており至急送って欲しい旨の連絡あり 緊急対応として上野動物園へ支援飼料購入協力要請 加盟園館に飼料提供の協力要請 埼玉こども動物自然公園へ提供飼料の集積所利用協力要請 ふくしま海洋科学館より鴨川シーワールド、上野動物園へ海獣・海鳥等の緊急避難要請
3 月 14 日	環境省、ふくしま海洋科学館の海獣・海鳥等の移動許可 一般向けに被災園館支援のお願い(見舞金のお願い) 加盟園館に物資、動物緊急避難、義援金の支援のお願い 警察署へ動物、飼料輸送に緊急車両指定相談 被害状況(速報 2)一覧作成
3 月 16 日	ふくしま海洋科学館から鴨川シーワールドへ海獣・海鳥等を輸送
3 月 17 日	ふくしま海洋科学館から鴨川シーワールドへ残りのトドを輸送 飼料輸送第 1 便(業者飼料)のうち王子動物園発注分、仙台市八木山動物公園に向け出発
3 月 18 日	飼料輸送第 1 便(業者飼料)のうち上野動物園発注分他、仙台市八木山動物公園・秋田市大森山動物公園・盛岡市動物公園へ出発 飼料第 2 便(各園館提供飼料)とりまとめ開始 (支援要望調査 6 園館、飼料提供可能な園館・飼料調査) 飼料集約所を埼玉こども動物自然公園のほか、群馬サファリパーク、那須どうぶつ王国を加える
3 月 19 日	被害状況(第 2 報)HPup
3 月 22 日	飼料第 2 便のうち、宇都宮動物園提供の日立市かみね動物園分を、宇都宮動物園が直接輸送
3 月 23 日	飼料第 2 便(各園館提供飼料、埼玉こども動物自然公園・群馬サファリパーク集約)のうち、日立市かみね動物園支援分出发

3月25日	円山便：円山動物公園から仙台市八木山動物公園へJAL 航空便を利用したの飼料輸送出発(20大都市災害時相互応援協定) 飼料第2便(各園館提供飼料)のうち、仙台市八木山動物公園支援分出発、併せて復興要望調査
3月26日	新潟便：冷凍車による冷凍飼料輸送出発、併せて復興要望調査
3月28日	京都便：京都市動物園集約の近畿地区園館提供飼料を那須どうぶつ王国に輸送 飼料第2便(各園館提供飼料)のうち、日立市かみね動物園積み残し分輸送
3月29日	飼料第2便(各園館提供飼料)のうち盛岡市動物公園支援分出発 那須どうぶつ王国集約飼料、京都便(京都市動物園集約飼料)を、盛岡市動物公園、仙台市八木山動物公園に輸送出発 ふくしま海洋科学館から葛西臨海水族園、井の頭文化園へ生存動物移動
4月1日	ふくしま海洋科学館から新潟市水族館へ生存動物移動
4月4日	飼料第2便(各園館提供飼料)のうち仙台市八木山動物公園積み残し分輸送
4月20日	第1回東日本大震災被災動物園・水族館会議を開催、支援要望、対応可能協力等の情報交換を行う
4月27日	第2回東日本大震災被災動物園・水族館会議を開催
6月9日	加盟動物園・水族館へ残る閉館中のふくしま海洋科学館が行う魚類等収集への協力依頼
6月22日	第1回見舞金配分委員会開催
6月29日	第2回見舞金配分委員会開催
7月27日	第3回見舞金配分委員会開催、見舞金の配分先、配分額を決定
8月8日～9日	第1回マリンピア松島水族館、仙台市八木山動物公園、ふくしま海洋科学館、日立市かみね動物園に見舞金贈呈(6月末まで分)
8月19日～9月13日	初期支援園館等へ支援額を支払(6月末まで分)
10月4日	世界動物園水族館協会(WAZA)総会で会長による東日本大震災報告と支援のお礼
12月20日～26日	第2回マリンピア松島水族館、仙台市八木山動物公園、ふくしま海洋科学館に見舞金贈呈、被災動物飼養支援館へ支援額を支払(9月末まで分)
平成24年3月	第3回マリンピア松島水族館、仙台市八木山動物公園、ふくしま海洋科学館に見舞金贈呈(12月末まで分)

②被災した動物園・水族館数

東日本大震災において被災した動物園は7施設、水族館は7施設でした。県ごとの被災施設数は以下のとおりでした。

表 63 被災した動物園・水族館数

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	その他
被災動物園数	0	1	1	0	1	2	0	2
被災水族館数	0	0	1	1	1	1	1	2

表 64 被災した施設名

	施設名	
岩手県	盛岡市動物公園	
宮城県	仙台市八木山動物公園	マリニピア松島水族館
福島県	ふくしま海洋科学館	
茨城県	日立市かみね動物園	アクアワールド茨城県大洗水族館
栃木県	宇都宮動物園	那須どうぶつ王国
	栃木県なかがわ水遊園	
千葉県	鴨川シーワールド	
その他	桐生が岡動物園（群馬県）	井の頭自然文化園（東京都）
	葛西臨海水族園（東京都）	エプソン品川アクアスタジアム（東京都）

③飼養施設に被害があった動物園・水族館

被害があった動物園・水族館のうち、展示動物の飼養施設に被害が出たのは10施設でした。被害があった動物園・水族館の名称と被害内容は以下のとおりでした。

表 65 飼養施設に被害あった動物園・水族館

園館の名称（所在地）	被害の内容
盛岡市動物公園	サイ舎他一部壁ひび割れ
仙台市八木山動物公園	サル山一部亀裂他
日立市かみね動物園	小獣舎
宇都宮動物園	キリン舎壁一部損傷
マリニピア松島水族館	水槽循環ポンプ・制御盤の水没、温水配管の破損、電気設備、水槽設備に被害、ビーバー舎
ふくしま海洋科学館	屋外展示施設、電気設備、配管
アクアワールド茨城県大洗水族館	配管破損
鴨川シーワールド	アシカアザラシ展示水槽陸地部壁面擬岩一部崩落
東京都葛西臨海水族園	配管漏水
エプソン品川アクアスタジアム	水槽内擬岩の一部破損

④展示動物に被害があった動物園・水族館

被害にあった動物園・水族館のうち、展示動物に大きな被害があったのはマリニピア松島水族館とふくしま海洋科学館の2施設でした。

マリニピア松島水族館では、津波により水槽循環ポンプ・制御盤の水没や温水配管の破損により、長時間濾過循環・加温冷却ができない水槽が多数ありました。また、ビーバーは屋外水槽に展示されていたため津波の直撃を受け、体調を崩して数日後に死亡した事例もみられました。ふくしま海洋科学館では、浸水により水槽循環ポンプなどの各種ポンプ、熱交換機、空調機、配電盤等の電気系統が破損しました。自家発電機は重油の調達が困難だったため、貯蓄してあった分を消費した段階で、水槽内の水質、温度管理が困難になり、魚類関係はほぼ全滅しました。マリニピア松島水族館では59種212点が死亡、ふくしま海洋科学館では628種110,659点が死亡、流出しました。

表 66 展示動物における被害の詳細（ふくしま海洋科学館）

■震災死亡生物			
死亡数	種	点数	主な死亡動物
哺乳類	2	8	コウモリ7 ロリス1
鳥類	2	13	キンカチョウ12 ベニスズメ1
爬虫類	7	8	アオウミガメ2 アカウミガメ1
両生類	3	22	マダライモリ6 イモリ9
魚類	423	36,735	ギンザケ5,000 キンメモドキ7,000 イワシ8,000
無脊椎動物	185	73,750	タマキビガイ15,000 ホソウミナナ30,000 ユビナガホンヤドカリ10,000
昆虫類	6	123	マダガスカルオオゴキブリ50
全生物	628	110,659	
金魚	6	145	

表 67 展示動物における被害の詳細（マリニピア松島水族館）

マリニピア松島水族館			
目名	科名	種名	死亡個体数
鯨目	コマッコウ科	コマッコウ	1
鯨目	ビーバー科	アメリカビーバー	3
エイ目	アカエイ科	ホシエイ	1
ウナギ目	アナコ科	チンアナゴ	7
ウナギ目	アナコ科	ニシキアナゴ	3
トゲウオ目	ヨウジウオ科	サンタツ	22
トゲウオ目	ヘコエ科	ヘコエ	4
スズキ目	テッポウウオ科	テッポウウオ	1
スズキ目	チョウチョウウオ科	トゲチョウチョウウオ	3
スズキ目	チョウチョウウオ科	ミソレチョウチョウウオ	6
スズキ目	チョウチョウウオ科	ニセフウイチョウチョウウオ	4
スズキ目	チョウチョウウオ科	フウイチョウチョウウオ	4
スズキ目	チョウチョウウオ科	ハタタテダイ	1
スズキ目	ヘラ科	ニセモチノウオ	2
スズキ目	イワキンボ科	コブダイ	1
スズキ目	ネスッホ科	サトヤマキンボ	1
スズキ目	ハセ科	ニシキテグリ	1
スズキ目	フグ科	クヒアカハセ	1
フグ目	マンボウ科	シマフグ	1
フグ目	マンボウ科	マンボウ	1
旗口水母目	オキクラゲ科	アケクラゲ	2
旗口水母目	ミスクラゲ科	ミスクラゲ	13
根口水母目	サカサクラゲ科	サカサクラゲ	1
根口水母目	タコクラゲ科	タコクラゲ	3
根口水母目	タコクラゲ科	ブルーシエリーフィッシュ	20
根口水母目	キクカミクラゲ科	カミクラゲ	8
軟水母目	マツハクラゲ科	キヤマンクラゲ	7
ウミサカ目	ウミサカ科	ウミキノコ属の一種	1
ウミサカ目	チヂミサカ科	ヌメリサカ	3
ウミサカ目	チヂミサカ科	チヂミサカ	1
ウミサカ目	ウミアサミ科	ウミアサミ	2
花巾着目	ハチキンチャク科	ムラサキハチキンチャク	1
花巾着目	ハチキンチャク科	ハチキンチャクsp.	16
石サンゴ目	クサヒライソ科	クサヒライソ	1
石サンゴ目	タハネサンゴ科	タハネサンゴ	2
石サンゴ目	ヒュサンゴ科	ヒュサンゴ(オオハナサンゴ)	3
石サンゴ目	オオトゲサンゴ科	アサミハナサンゴ	1
石サンゴ目	ハナサンゴ科	ナガレハナサンゴ	2
石サンゴ目	ハナサンゴ科	コエダナガレハナサンゴ	2
石サンゴ目	ハナサンゴ科	ツボミハナサンゴ(フォックスコーラル)	2
石サンゴ目	イソキンチャクモドキ科	イソキンチャクモドキsp.(デイスコーラル)	6
石サンゴ目	ウホホシイソキンチャク科	ウホホシイソキンチャク	4
硬骨魚目	スナキンチャク科	マメスナキンチャク	1
硬骨魚目	ニシキウスカイ科	オオコシダカラカンガラ	1
新紐舌目	ソテホラ科	マカキカイ	5
新紐舌目	タカツカイ科	ホシタカラカイ	2
新紐舌目	カフトクニ科	カフトクニ	2
新紐舌目	トラフシヤコ科	トラフシヤコ	1
十脚目	オトヒメヒ科	オトヒメヒ	1
十脚目	テッポウウエビ科	コシシロテッポウウエビ	1
十脚目	モエヒ科	シロホシアカモエヒ(ホワイトソックス)	3
十脚目	モエヒ科	ヒメモエヒ	2
十脚目	ケモカニ科	モエヒ	1
十脚目	コフヒトデ科	マンシウヒトデ	1
十脚目	フトケヒトデ科	フトケヒトデ	4
十脚目	カンガセ科	カンガセ	2
十脚目	フガウニ科	フガウニ	2
十脚目	クロナマコ科	クロナマコ	4
十脚目	イカリナマコ科	オオイカリナマコ	2

59種

212点

⑤ 展示動物の移送

ふくしま海洋科学館では、津波の影響で地下施設や電気施設が故障し、継続的な飼養環境が整えられないため、海獣類や海鳥の緊急輸送を行いました。移送した展示動物数は、38種222点で、鴨川シーワールドが活動拠点となり、鴨川シーワールド、上野動物園、葛西臨海水族園、新江ノ島水族館、伊豆三津シーパラダイスなどへ速やかに移送されました。

表 68 移送された展示動物

■ 震災避難生物		主な避難生物	
避難数	種	点数	
哺乳類	4	9	トド3 タイヘイヨウセイウチ2 ゴマフアザラシ2 ユーラシアカワウソ2
鳥類	2	13	エトピアカ8 ウミガラス5
両生類	1	1	オオサンショウウオ1
爬虫類	1	1	グリーンパイソン1
魚類	19	124	マルアオメエソ14 シロチヨウザメ2 ヘラチヨウザメ2 アミアカルヴァ2
無脊椎動物	11	74	ハダカカメガイ40 オウムガイ3 アメリカカブトガニ15
全生物	38	222	

⑥ 被災した動物園・水族館への支援

これまでの震災では被災した動物園・水族館に対して周辺の動物園・水族館が個々で支援してきました。しかし、東日本大震災はこれまでの震災と比べて被災エリアが広く、周囲の動物園・水族館が支援することはできませんでした。そのため、日本動物園水族館協会が、被災した動物園・水族館の状況把握および必要支援の内容などの情報収集を行い、協会に所属している動物園水族館に対して得た情報を集約して提供しました。

動物園・水族館は生きた動物を扱っているため、餌が不足すると生死に影響します。そのため、動物の移送保護と同様に速やかに対応することが大きな課題でした。餌の場合は一週間以内に運んで欲しいという要請がありました。始めは業者から買って緊急輸送していましたが、最終的には全国の加盟している動物園・水族館から飼料を提供してもらい、それを送りました。

餌については、群馬サファリパーク、埼玉こども動物自然公園、那須どうぶつ王国、近畿圏では京都市動物園が活動拠点となり、餌の集約輸送の中継基地となりました。これらの動物園が高速道路に近い位置にあった事も幸いしました。

東日本大震災被災動物園水族館への支援活動図



図 10 東日本大震災被災動物園水族館支援活動図 (日本動物園水族館協会)

⑦今後の災害に備えて

まずは、各動物園・水族館で防災体制を整えることが重要だと考えられますが、災害の程度により、各施設の防災体制で不足が生じた部分や各動物園・水族館からの求めに応じて支援する必要があると考えています。

その場合は、発災後速やかに対応するため、①緊急支援要望の的確な把握(多チャンネル情報ルートの利用確保)、(被害情報・支援情報の集約)、②支援実施の迅速性確保 (多チャンネル輸送ルート・手段の中からより迅速なルート・手段を利用選択)、(必要な手続きの理解と時間ロスの回避)、(判断指示の迅速性確保)、③支援協力体制の確保 (状況を広く周知し、支援・協力体制の立上げ)、(緊急支援と長期支援の整理)、(種々の支援提供申出の整理・選択)などの対応が必要だと考えられました。また、このような災害に備えたマニュアル作成の必要があると感じました。

(2) 産業動物

①国における産業動物への対応の経緯

年月日	産業動物に関する対応
平成 23 年 3 月 11 日	地震発生
3 月 12 日	半径 20km 圏内を避難指示区域に設定
3 月 15 日	20～30 km圏内を屋内退避指示区域として設定
3 月 19 日	原発事故前に収穫した飼料の給与、飲用水への放射性物質混入の防止及び放牧の自粛等を通知
4 月 18 日	計画的避難区域等で飼養されている家畜の区域外への移動等について、検査や除染等の手続きについて通知
4 月 22 日	半径 20km 圏内を警戒区域に設定し、立入り禁止措置
5 月 12 日	原子力災害対策本部長より福島県知事に対し、警戒区域内で生存している家畜について、家畜の所有者の同意を得て家畜に苦痛を与えない方法によって処分を行うよう指示
平成 24 年 4 月 5 日	警戒区域が解除され通いで家畜の管理が可能となる区域では、一定の条件のもとで所有者による飼養管理が可能

②東北地方における飼料の供給

農林水産省は震災発生直後の対応として、東北 6 県や畜産関係団体等に対し、配合飼料の生産者間での融通や地域内での需給調整を要請しました。また、東北地方における飼料の供給円滑化を図るため、飼料関係団体に対し、他地域からの東北地方への飼料輸送（船舶、トラック輸送等）実施について要請するとともに、飼料運搬車の通行への配慮や配合飼料メーカーに対する備蓄飼料穀物の無償・無担保での貸付（35 万トン）等の対応を実施しました。

また、独立行政法人家畜改良センターからの粗飼料提供があり、同センター本所、奥羽牧場、岩手牧場より、サイレージ及び乾牧草約 900 トンを福島県、岩手県、宮城県、青森県の農協等に無償提供しました。

③福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域及び警戒区域等の対応

(ア) 計画的避難区域等に係る対応

福島県から、当該区域内で飼養されている家畜について、区域外に移動・出荷したいとの方針が示されたことから、農林水産省として、農場から家畜を搬出する際の検査・除染などの手続き（飼養管理状況の確認や体表のスクリーニング）を整理するとともに、都道府県等に対して家畜の受入可能先についての情報収集を依頼しました。また、福島県内の家畜の市場取引を促進するため、臨時家畜市場の開催を市場開設者に要請し、この結果、計画的避難区域内の家畜については、平成 24 年 7 月までにほとんどが区域外に移動されました。

「計画的避難区域等からの家畜の移動等について」

(23 生畜第 110 号平成 23 年 4 月 18 日農林水産省生産局畜産部畜産振興課長・食肉鶏卵課長通知)

1 農場から搬出する際の検査・除染

(1) 牛の移動に当たっては、福島県の家畜保健衛生所の職員等が、搬出する全頭をサーベイメーターで検査し、10 万 cpm を超えた場合には農家に除染の実施を指示することとし、農場からは 10 万 cpm 以下の牛のみを搬出することとする。その際、当該職員等は、搬出する全頭につきチェックリストを作成し、牛 1 頭毎に飼養管理状況の適否、検査結果の数値、除染の実施の有無等の記録を行う。

(2) なお、除染が必要となった牛を飼養する農場から搬出を行う車両については、家畜保健衛生所の職員等の立ち会いの下で、出車時にタイヤの除染を行う。

2 と畜以外の目的で移動する牛の扱い

(1) 繁殖雌牛及び子牛については、その所有者が異動先をあらかじめ福島県に届け出た上で、移動先の地域を管轄する家畜保健衛生所又は市町村の職員等が牛の到着を確認し、移動先の管理責任者に対し、チェックリストに基づいた管理を行わせ、管理責任者が作成する当該チェックリスト等により当該牛が他所に移動していないことの確認を行う。

(2) なお、他県に移動する場合にあつては、農林水産省から移動先の都道府県に情報提供するので、福島県は、移動先の情報を農林水産省に提供することとする。

(イ) 警戒区域に係る対応

平成 23 年 4 月 22 日に警戒区域が設定され、それ以降立入りが禁止されたことから、区域内の家畜については、適切な飼養管理ができないこととなり、所有者及び消費者の心情への配慮などから、平成 23 年 5 月 12 日に原子力災害対策本部長より、福島県知事に対し家畜の所有者の同意を得て家畜に苦痛を与えない方法によって処分（安楽死処分）を行うよう指示が発出されました。これにより福島県が市町村の協力を得て、所有者からの安楽死の同意取得を進めるとともに、同意が得られれば畜舎に取り残された家畜や放された家畜を保護して安楽死処分を進めています。

平成 24 年 4 月に原子力災害対策本部は警戒区域の見直しを開始し、平成 25 年 4 月 1 日までに、川俣町及び双葉町を除く葛尾村、富岡町、浪江町、田村市、南相馬市、川内村、飯館村、楡葉町及び大熊町が順次避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編されました。

これに伴い、平成 24 年 4 月 5 日に新たな原子力災害対策本部長指示が発出され、警戒区域内の家畜については所有者の同意を得て安楽死するという基本は残しつつも、警戒区域が解除され、通いで家畜の管理が可能となる区域では、一定の条件のもとで所有者による飼養管理が可能となりました。

④青森県、岩手県、宮城県における畜産関係の被害状況

平成23年6月23日までに報告のあった、乳用牛、肉用牛、養豚の被害頭数は以下のとおりです。

表 69 青森県、岩手県、宮城県における畜産関係被害状況

		水死(津波)	圧死・餓死・凍死	合計頭数
青森県	乳用牛	0	0	0
	肉用牛	0	0	0
	豚	1,500	0	1,500
岩手県	牛(乳用牛か肉用牛か不明)	0	17	17
	豚	0	1,463	1,463
宮城県	乳用牛	171	16	187
	肉用牛	446	12	458
	豚	2,537	350	2,887
3県	乳用牛	171	16	187
	肉用牛	446	12	458
	牛(用途不明)	0	17	17
	豚	4,037	1,813	5,850

農林水産省 「青森県、岩手県、宮城県における畜産関係被害状況」に基づき作成

(3) その他

①犬及び猫以外のペット

(ア) 避難所・仮設住宅、シェルター等への避難状況

a. 避難所・仮設住宅への避難が確認されたペット

ウサギ（飼い主が持参したケージ内で飼養）、ハムスター、カメ、インコ、ニワトリ

b. シェルター等への受け入れがあったペット

ウサギ、インコ、オウム、カメ

(イ) 今後の災害に備えて

飼い主は平常時から避難に必要な飼養用品を準備して災害に備える事が大切です。特に温度管理が必要な爬虫類は、電気の供給が受けられない事を想定した準備が必要だと考えられます。また飼い主が飼養困難になる事を想定して、一時預け先を確保するなどの対策も必要だと考えられます。

②動物取扱業者（ペットショップ等多数の動物を飼養している業者）

(ア) 動物取扱業者が飼養していたペットの避難状況

a. ペットショップにおける事例

ペットショップに訪れていた客や店員などの人命を最優先させて店から一時退避しました。その後、余震の合間を縫うようにして何度も店に戻り、少しずつペットを運び出しました。

運び出したペットは、支店や知り合いの業者などできるだけ安全に生体を管理できるような場所へピストン輸送しました。また運び出したペットを車に乗せ同行避難し、その後もしばらく車で飼養を続けた事例もみられました。

b. その他の事例

津波被害で檜葉町の自宅とドッグカフェ・サロンを失い、預かり犬4頭を含む18頭の犬や猫と、家族・従業員で避難しました。避難に使用した車（ワゴン車）には平時からペット用避難用品を載せていたため、なんとか急場の数日間をしのぐことができました。しかし、多数の動物（超大型犬含む）を同行していたため避難所で過ごすことが難しく、同業のペットショップ経営者からの声掛けでいわき市内の同店舗に避難しました。その後、ガソリンがなくなり、流通が途絶え新たに入手もできない状況の中、親類宅など6か所を経て、二本松の岳温泉に避難しました。また、発災当時預かっていた犬4頭のうち超大型犬1頭は飼い主も避難中で引き取ることが難しい状況だったため、ペットショップ経営者の協力により飼い主がペット可の住居を確保し、迎えに来るまでの5か月間預かりを継続しました。

③特定動物

(ア) 発災後の状況

発災後、多くの自治体で、電話や直接訪問による特定動物の状況確認を行いました。そのうち、宮城県では、津波により施設が損壊し、サル1頭が死亡した例が確認されました。岩手県では、マイクロチップ未装着で飼い主不明のワニガメが保護されましたが、警察署が被災したため、保健所で3か月間保管したという事例も見られました。その他の自治体では、特定動物の逸走及び施設の大きな損壊は確認されませんでした。

(イ) 今後の災害に備えて

自治体は常日頃からの飼養状況の把握を行い、逸走時に備えて体制を整備することが必要です。飼い主に対しては、特定動物及び施設設備について平常時から点検し、逸走を防止するよう指導し、飼養不可の状況になった場合に一時預かりできる場所を確保するよう指導を行うことも必要だと考えられます。また、非常事態対策要領の策定、非常事態対策用器具機材の整備、逸走時の保護、移動、保管を含め専門的な知識、技術等をもった関係各所との協力体制の整備が必要だと考えられます。

6. 各地の被災ペット対策における
対応事例・課題となった事例

6. 各地の被災ペット対策における対応事例・課題となった事例

(1) 同行避難の推進

①対応事例

■防災計画への記載事例（岩手県）

岩手県の地域防災計画では、「飼い主とともに避難した動物の飼養について、市町村と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める」といった同行避難を認める内容が記載されています。市町村で作成している地域防災計画にも同様の内容を記載している市町村もあったため、同行避難については市町村職員にも知られていたと考えられます。

また、県は飼い主に対して「災害の発生に備えて～大切なペットの命を守るために～」といったリーフレットを配布して、ペットと一緒に同行避難をするためには、普段からどのような行動をするべきかについて普及啓発しています。

災害の発生に備えて
～大切なペットの命を守るために～

大規模な災害が発生した時、ペットを連れて避難したいと思うのは、ペットを大切に思う飼い主の自然な気持ちです。しかし、ペットと一緒に避難するためには、災害に対する普段からの備えも必要になります。

1. 万一災害が発生したら

(1) 大切なペットと同行避難 /
自分の身の安全を確保した後は、同じように不安に感じているペットの身の安全を確保しましょう。飼い主と一緒に避難することは、最も確実にペットの身の安全を確保する方法の一つです。
このためには、普段からキャリーバッグなどにペットを慣らしておき、遠くまでペットを運搬できるように準備しておく必要があります。また、ペットフード、ペット用常備薬、リードなどのペット用品も、すぐに持ち出せるように準備しておくことが大切です。

(2) 避難場所での留意事項
災害時には、避難場所での集団生活となることもあります。避難された方の中には、動物の苦手な人やアレルギーなどで動物と一緒にいられない人もいます。聞き声やにおい、抜け毛などで周囲に迷惑をかけるように飼い主同士が協力する等、動物を飼育していない人に配慮した生活のルール作りが必要となります。
また、慣れない環境でストレスを感じている動物を健康に管理するために、動物の排泄場所を決めて排泄物は遠くか処理する等、普段以上に動物の体調に気を配ることも大切です。

2. 災害の発生に備えて

対策 1 犬を放さないこと。
夜間、早朝などであっても犬を放してはいけません。散歩の時も引き綱をしっかりとつけましょう。普段から犬をしっかりつないでおくことは、平常時には人への危害防止対策となるだけでなく、災害時には犬が行方不明になることを防ぎます。

対策 2 必要なワクチン接種を行い健康に管理すること。
犬を登録し、狂犬病予防接種を行うことは飼い主の責務です。登録・注射後に公布される、狂犬病予防法施行規則は必ず犬に装着しておきましょう。
また、災害時に避難所等で病気がまん延しないように、普段から必要なワクチン接種を行う等、動物の健康管理をしっかり行うことが大切です。

対策 3 猫は普段から室内で飼うこと。
猫を放し飼いにすると飼い主と一緒に避難することが難しくなります。また、ご近所の庭を荒らしたり、車を傷つけたりと、結果的に近所の人々にも迷惑をかけることにもなります。猫は室内で飼うようにしましょう。

対策 4 飼い主がわかるように迷子札などを付けておくこと。
災害発生時にペットが行方不明になってしまった場合、迷子札などに所有者がしっかりと表示されていなければ、飼い主のもとへ帰ることが難しくなります。最近では、迷子札だけでなく小さなマイクロチップを装着する飼い主も増えています。マイクロチップは一度体内に埋め込むと脱落することほとんどなく、災害時には特に大きな効果を発揮するとされています。

対策 5 基本的なしつけを身につけておくこと。
災害発生時には、集団避難が必要な場合もあり、ペットも避難場所での集団生活となることがあります。
噛み癖など、問題行動のある犬などは集団生活には適しませんし、人に危害を加えることもあるかもしれません。普段からペットに基本的なしつけや社会性を身につけておくことが大切です。

対策 6 不妊・去勢手術を実施しておくこと。
避難場所における不必要な繁殖や交尾行動に伴う感染症のひろがり防止のためにも、不妊・去勢手術を実施しておくことが大切です。不妊・去勢手術は、無敵吠えなどの問題行動の抑制にも非常に効果的です。

3. 岩手県の災害対策
岩手県では「地域防災計画」に、ペットの救護対策を規定しているほか、一般社団法人岩手県獣医師会や県内の動物愛護団体等と災害時の動物救護活動に関する協定を締結しています。東日本大震災においても、この協定に基づいた動物救護活動が行われました。

災害時にペットの命を守るためには、日ごろからの準備が大切です
岩手県環境生活部・保健所・広域振興局

岩手県リーフレット

■ペット同行避難訓練の事例（仙台市）

仙台市では、毎年6月12日に仙台市総合防災訓練を実施しています。2005年の防災訓練からペット同行避難訓練が組み込まれました。ペット同行避難訓練は動物救護本部を構成する仙台市（仙台市動物管理センター）、社団法人仙台市獣医師会、ボランティア団体（NPO法人エーキューブ、ハートtoハート）が中心となっています。

訓練の概要は、①動物救護所設置・運用訓練、②ペット同行避難訓練、③自前テントによるペット同居避難訓練、④緊急速報時対応訓練、⑤その他、ペット同行避難を普及・啓発するための展示、パンフレット配布、アンケート調査です。このように、動物救護本部を構成する団体が避難訓練を実施する事で、平常時より相互理解および連携がなされました。

また、災害時に備えた準備について、婦人防火クラブや町内会、市民センター、マンション等管理組合主催の講習会で講演をしたり、災害啓発のチラシを作り配布したりしました。



避難訓練の様子 [写真提供：仙台市]

②課題となった事例

地域防災計画に被災動物救護条項がなく、被災動物を担う部署や職員が不明瞭な市町村では、ペットの同行避難が著しく困難であった避難所もありました。各市町村の防災計画に被災動物救護条項を加えるよう要請する必要があると思われました。

(2) 避難所への受け入れ

①対応事例

■市町村への要請文の発出（新潟県）

新潟県では市町村に対して、ペット同行避難者への対応依頼にかかる文書を発出しました。避難所設置主体である市町村の動物担当、防災本部および避難施設管理責任者に対して被災者のペット同行避難にかかる要望を伝え、家族の一員であるペットと暮らせるような配慮を求めました。具体的には、関係者とのディスカッションにより、避難施設ごとにペット受け入れの支障となる要因を一つずつ排除し、県（保健所）がフォローすることでペットの受け入れ体制を整えました。

■避難所でペット飼養スペースを区分した事例（埼玉県）

埼玉県では、県内に設置した避難所に被災地から 4,000 人以上を受け入れ、うち、約 2,000 人が「さいたまスーパーアリーナ」に一時避難しました。このアリーナには、福島県双葉町の住民約 1,400 人とともに、双葉町の役場機能そのものが福島県から移転しました。その後、加須市にある「旧騎西高校」（2008 年閉校）に移動し、現在（平成 25 年 1 月 16 日時点）もなお約 150 名の方が避難生活を送っています。

旧騎西高校では、当初は避難者の車中でペットを飼養していましたが、動物愛護団体、動物愛護推進員、加須市及び双葉町などが協議を重ねた結果、敷地内の弓道場に動物飼養専用スペースが設置されました。飼い主による自治会も結成され、さらには愛護団体の協力により飼養スペースにエアコンが設置されるなど、飼養環境に配慮された飼養スペースとなりました。今回、協力してもらった愛護団体は、日頃から収容動物の譲渡等に協力をいただいている団体で、今回も積極的に避難所に赴いて行政との調整役を務めていただくなどのご尽力をいただきました。このように、平時から民間団体及び企業と連携を図り、協力体制を構築しておいたことが、結果的に避難所設置等に効果的であったと考えます。



ペット飼養スペースとして使用されている弓道場の様子

[写真提供：埼玉県]

■飼養者と支援者とのホットラインの確保（岩手県）

岩手県動物救護本部では、動物の保護（一時預かり）や行方不明動物の照会に関する連絡先、震災でケガをした動物の治療についてなどの様々な相談窓口となる連絡先を記載したチラシを作成し、各避難所に配布しました。


動物に関する相談はこちらまで


岩手県獣医師会、各愛護団体、岩手県では『岩手県災害時動物救護本部』を立上げ、次の支援をしています。動物に関して困ったことがあれば最寄の窓口までお気軽にご相談ください。

○被災動物保護活動
各保健所(広域振興局の保健福祉環境部等)では、相談窓口を開設し、動物の保護(一時預かり)、行方不明動物情報の照会等のご相談に市しています。
相談窓口 東北広域振興局保健福祉環境部(久慈) 0194-53-4987(内線249)
沿岸広域振興局保健福祉環境部(釜石) 0193-25-2702(内線246)
宮古保健福祉環境センター 0193-64-2218(内線231)
大船渡保健福祉環境センター 0192-27-9913(内線243)
この他、県内各広域振興局の保健福祉環境部等で相談を受け付けています。

○被災動物医療活動
震災でケガをした動物の治療の他、被災動物に関する各種相談を受け付けています。
相談窓口 岩手県災害時動物救護本部・岩手県獣医師会 019-651-●●●●
被災動物等の拠点動物病院
(久慈地域)
・ ●●●●動物病院 0194-61-●●●● 久慈市新井田
・ ●●●●獣医科医院 0194-52-●●●● 久慈市湊町
・ ●●●●動物病院 0194-53-●●●● 久慈市荒町
(宮古地域)
・ ●●●●動物病院 0193-64-●●●● 宮古市宮町
・ ●●●●動物病院 0193-67-●●●● 宮古市津軽石
(釜石地域)
・ ●●●●動物病院 0193-23-●●●● 釜石市野田町
・ ●●●●どうぶつ病院 0193-25-●●●● 釜石市中妻町
(大船渡・陸前高田地域)
・ ●●●●どうぶつ病院 0192-21-●●●● 大船渡市赤崎町
・ 遠野市、一関市、奥州市の動物病院が対応

○被災動物支援活動
被災動物のための餌(フード)、ケージ等の動物用資材について相談を受け付けます。
相談窓口 岩手県災害時動物救護本部 019-651-●●●●

【被災動物相談窓口】

- ・ 岩手県災害時動物救護本部(事務局:岩手県獣医師 019-651-●●●●)
- ・ 岩手県環境生活部県民くらしの安全課 019-629-5322

【岩手県災害時動物救護本部】

配布したチラシ

■飼養者と非飼養者との空間を区分した事例

いわき市では、スペースの確保できる避難所（学校の教室など）の場合、ペット飼養者とそうでない人の区分を行いました。

また、岩手県大船渡第一中学校体育館の避難所では、同行避難した動物に関するトラブルが発生し、対策を講じた結果、被災者の「住み分け」としてドーム型のテント 20 張が設置されました。



避難所の様子（大船渡市） [写真提供：岩手県]

②課題となった事例

ペット対応に関する事前の取り決めがないため対応が遅れたり、避難所にペットを持ち込むことができず車の中や避難所の外で飼養した事例が見られました。そうした場合、病気の発生や公衆衛生、騒音などの問題が発生する可能性があります。今後、緊急時でも対応できるように平常時から避難所でのペット飼養に関するルール作りやペット同行可能な避難所の設置および動物専用スペースの設置が必要だと考えられました。

(3) 仮設住宅における飼養

① 対応事例

■ 仮設住宅におけるペット飼養事例（仙台市）

仙台市では、プレハブ仮設住宅でペットを飼養する飼い主に対して、「仮設住宅におけるペット飼養ルール」を配布しました。またプレハブ仮設住宅におけるペットの飼養状況の把握と飼い主を支援するために、「仮設住宅におけるペット飼養届け」をペット飼養者に提出してもらいました。提出した飼い主には各種予防接種・寄生虫予防・健康診断等の支援をうけられる「どうぶつと家族を結ぶ手帳」を配布しました。

ペットの飼養が多いプレハブ仮設住宅ではペットの会が立ち上がり、ペット飼養者のマナーアップ講座やしつけ教室を開催しました。また、飼い主によるプレハブ仮設住宅周辺の犬の糞拾い運動を実施している仮設住宅もあります。



プレハブ仮設住宅での飼養

[写真提供：仙台市（仙台市動物管理センター）]

平成23年東北地方太平洋沖地震
どうぶつと家族を結ぶ手帳




仙台市被災動物救護対策本部・社団法人仙台市獣医師会
仙台市青葉区殿町6丁目3-3
仙台市動物管理センター内
電話：022-387-5225 ファックス：022-387-5257

仙台市被災動物救護対策本部
社団法人仙台市獣医師会

プロフィール

呼び名：
生年月日： 年 月 日
種別： 犬 ・ 猫
品種：
性別： オス ・ メス
不妊手術： 済 ・ 未
毛色：
特徴：
主治医（かかりつけ病院）

飼育者氏名：
仮設住宅住所： 〒
TEL： 携帯：

マイクロチップ挿入記録
挿入日： 年 月 日
マイクロチップNo.：
バーコード貼付欄

●ここには写真を貼って下さい。

ノミ・マダニ予防の記録

薬品名	ヶ月分											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

犬・猫の混合ワクチン接種の記録

接種日	年	月	日
接種ワクチン名			
Lot.No			

狂犬病ワクチン接種の記録

接種日	年	月	日
登録番号 (鑑札番号)			
注射済票番号			

犬のフィラリア予防の記録

検査日	ヶ月分											
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
チェック 済												

この手帳の有効期間は発行後1年です。発行日：
日付を訂正したものは無効となります。 手帳番号：

どうぶつと家族を結ぶ手帳

■仮設住宅でのペット飼養希望者への対応（岩手県）

岩手県県土整備部が発行した「応急仮設住宅入居の手引き」には、「ペットを飼う場合は室内飼養を基本とし、外に出す場合は、犬・猫ともリードを装着してください。動物好きの人、嫌いな人が共に快適に暮らせるようご協力をお願いします。」と記載されていたため、仮設住宅は基本的にペットの飼養ができるということを前提に動くことができ、岩手県動物救護本部から市町村へ、仮設住宅における動物飼養許可に関する要請文をスムーズに発出することができました。



仮設住宅の様子 [写真提供：岩手県]

②課題となった事例

仮設住宅では室内飼いを基本としているが、外で飼養している場合や放し飼いをしている場合が見られました。飼い主としての責務を自覚し、周囲の方に迷惑が掛からないように飼養することと併せて、周囲の方も共同生活の場ということを理解して頂けるような説明が必要だと考えられました。

(4) 自治体と民間団体との連携

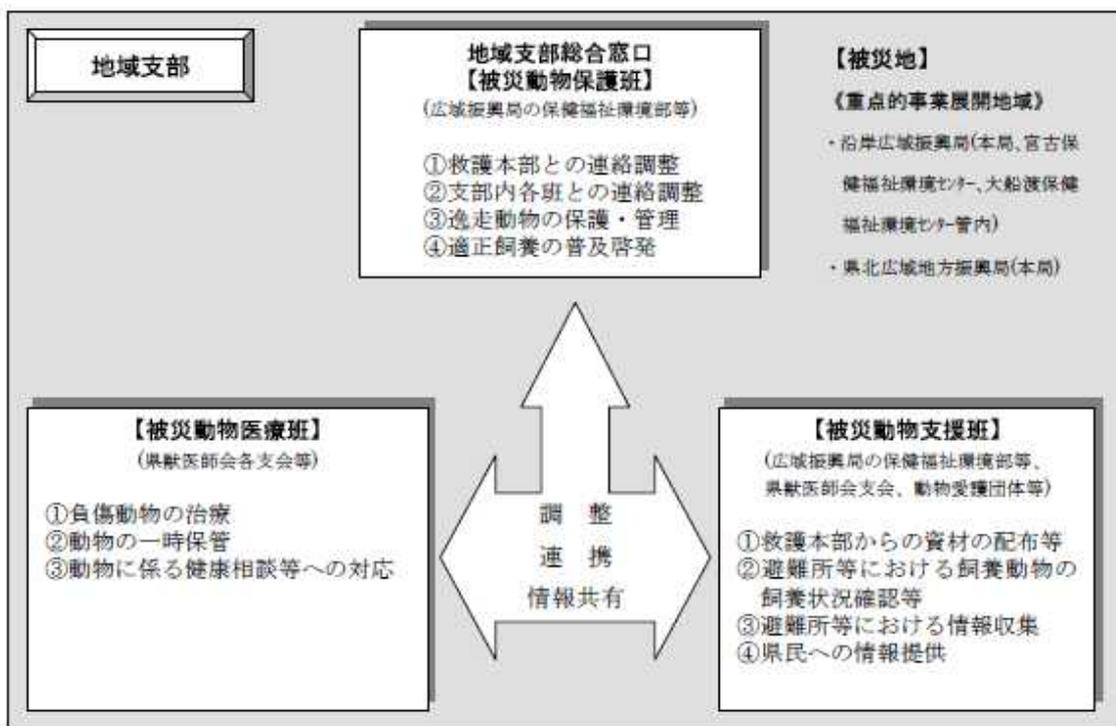
①対応事例

■事前に協定を結んでいた事例（青森県）

発災前に社団法人青森県獣医師会と協定を結んでいました。県域において、地震等の大規模災害が発生し、多くの家庭動物が被災した場合には、県と獣医師会で動物救護本部を設置し、避難所等に避難した被災動物に対し、飼養管理支援（飼養ケージ、ペットフードの提供等）や健康管理支援（災害による疾病・負傷の応急処置等）等の支援活動を行うとしています。

■救護本部での役割分担について（岩手県）

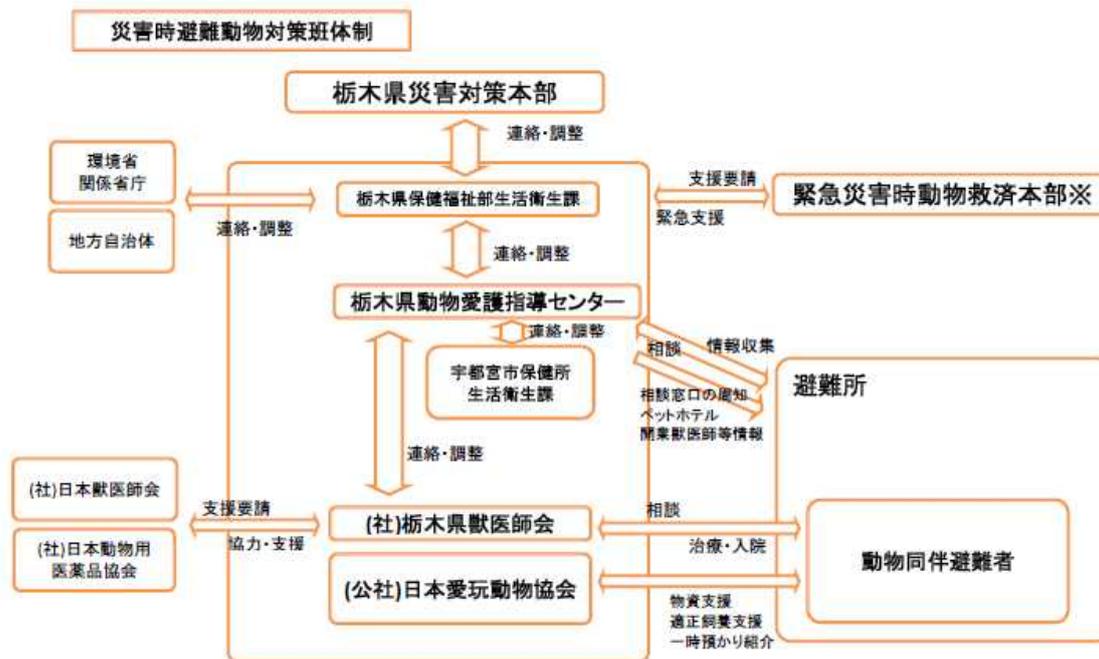
岩手県では、県災害時動物救護本部事業の下に、保健所を中心とした4地域支部を配置したことにより、構成団体の支援機能を当該支部地域に集中させることが可能となりました。また被災者に相談先を明確に示すこともできました。いくつかの課題はあったものの、県災害時動物救護本部事業として、県、県獣医師会及び動物愛護団体が連携して活動したことにより、動物救護活動を総合的かつ効果的に進めることが可能となりました。



岩手県動物救護本部の体制図（一部抜粋）

■救護体制の事例（栃木県）

栃木県は動物愛護行政の拠点が動物愛護指導センター1箇所であるため、県内全ての避難所を巡回することが困難である上、通常の業務をこなさなければなりません。したがって、東日本大震災では、相談窓口を動物愛護指導センター1箇所に集約し、市町村、栃木県獣医師会及び（公社）日本愛玩動物協会栃木県支部の役割分担を決めて、対応を行いました。



栃木県体制図

②課題となった事例

県と獣医師会の協定締結後、救護活動内容の協議不足で具体的なアクションプランや役割分担ができていなかったため、震災後に方針を具体化するための調整や助言に時間がかかりました。今後の備えとして、獣医師会と締結している協定による救護活動の検証とアクションプランの再構築と机上及び実働訓練や、初動対応から中長期活動への時系列的な対応の具体化、活動拠点の複数化構想とフレキシブルに対応するためのシミュレーションなどが必要だと考えられました。

(5) 獣医師会の取組み

①対応事例

■メーリングリストなどによる情報共有について（新潟県獣医師会）

新潟県獣医師会では、疾病の治療については継続治療が可能なように避難所に連絡ノートを作成配置し、伝達事項の徹底を図るとともに、メーリングリストを作り、一日の活動終了後報告事項をメールにて配信報告しました。

■広域連携について（関東地区獣医師会連合及び東京都獣医師会）

関東地区獣医師会連合（東京都を除く、関東の9獣医師会）及び東京都獣医師会との間において、被災動物の保護や収容などについて、災害時の相互協力に関する協定書を交わしています。

<協力内容>

- ①情報伝達に関する事項
- ②被災動物の一時保護および収容に関する協力事項
- ③被災獣医師会の復興に関する協力事項
- ④被災獣医師会の機能補完に関する事項

■指定地方公共機関への指定（東京都獣医師会）

動物救護活動において組織的な活動を行う場合、行政との取り決めは必要不可欠です。

東京都獣医師会は、東京都の指定地方公共機関に指定されています。また、東京都とは災害時における愛護動物の救護活動に関する協定を締結しており、発災時の初動対応で最も重要な獣医療を提供できる東京都獣医師会と、動物愛護行政を所轄する東京都が連携・協力することで、より実効性のある対策を進めています。

■移動診療車「わんにゃんレスキュー号」での動物診療（岩手県獣医師会）

岩手大学農学部附属動物病院が中心となり、移動診療車「わんにゃんレスキュー号」を使い、被災地での動物診療を行いました。「わんにゃんレスキュー号」は被災動物の応急処置や、高度な診断や外科的処置が必要な場合は動物病院への搬送も行いました。また、支援物資の輸送・支給も行っていました。



移動診療車「わんにゃんレスキュー号」の様子 [写真提供：岩手県獣医師会]

②課題となった事例

県の災害時動物救護本部の事務局を担っていた地方獣医師会では、広範な事務に忙殺され獣医師会が中心的に担う被災地域の獣医療提供体制の確保（被災動物病院の経営再開支援、被災動物の治療や感染症予防のための医薬品の供給等）に関する活動との調整に苦労しました。事務局を担うべき組織の再検討や被災動物に関する効果的な情報収集の方策、動物救護活動にかかわる構成団体の役割分担の明確化、緊急災害時の被災動物救護等をコーディネートするマンパワーの確保等が今後の課題と考えられました。

また、通常時から講習会等で災害時の動物救護のシステムについて勉強してきたつもりでしたが、義援金の申請も含め分からない事が多かったため、震災のあった地域の地方獣医師会ではマニュアル等を作成することが役立つと考えられました。

(6) 一時預かり

①対応事例

■動物病院等における一時預かりについて（岩手県）

岩手県では、多くの動物を収容できるシェルターや動物愛護センターなどの施設がないため保護した動物は各保健所の動物収容施設に収容しました。ペットの保護頭数が増加したときは、動物救護本部構成団体である動物愛護団体のボランティアや動物病院を一時的な保護収容施設として活用しました。



岩手県の動物病院の様子

[写真提供：岩手県]

■一時預かり期間における飼い主への対応について（福島県）

福島県では、動物救護施設で一時預かりしているペットのうち、預かり期間が長期化しているペットの飼い主に対して、電話で今後の飼養についての意思確認を実施しました。その際に、ペットの様子や病状を報告するとともに預かり期間に限度があること、今後、飼い主が飼養することが難しい状況であれば、所有権放棄も有ることについて説明しました。

②課題となった事例

(ア) 収容施設について

動物管理施設の大きさが保護される動物に対して余裕がないことや、大型犬の一時預かり先が少ない事が課題でした。

(イ) 一時預かり先について

一次預かりボランティア希望者は多数いましたが、実際にマッチングをするとすでにボランティアが犬を飼っている場合や場所の問題で、実際には預かることができない事例がありました。

(ウ) 飼養場所提供の期間について

被災者がペットと会えることで心が癒されること、ペットの世話をすることで活力を見いだせることもあるのではという被災者支援の観点から、基本的にはペットのお世話を毎日来てもらうような設定で飼養場所の提供を行っていましたが、人によっては預けたままになっている方もいました。また、当初、施設の利用期間を1ヶ月としていたものの、利用者が避難者であり、その住環境に変化がないことから、利用の延長申請が繰り返されている状況もあります。

(エ) 日頃からのしつけ・管理について

集団生活における「しつけ」がされていないことやケージに入らないなどがありました。また所有者明示がされている動物も少ない状況でした。

(7) 返還・譲渡

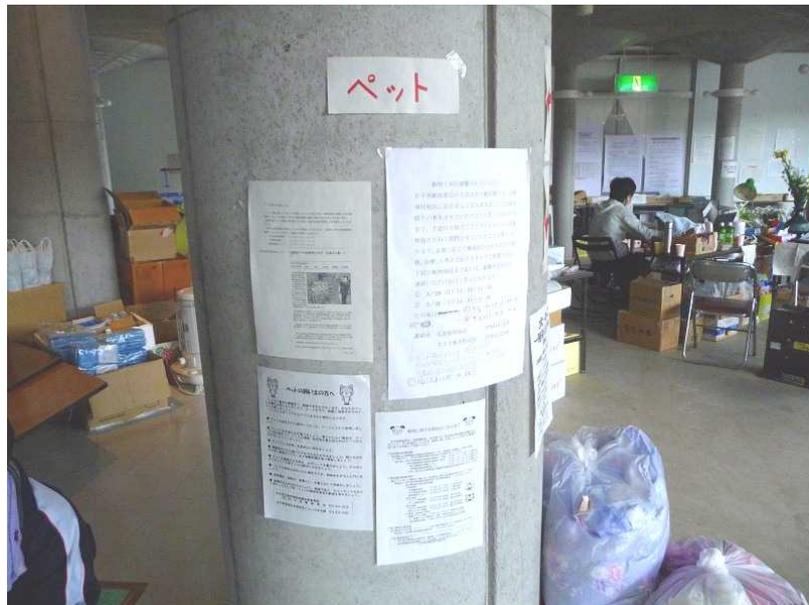
①対応事例

(ア) 返還について

■動物の情報を掲示した事例（宮城県、岩手県など）

宮城県では、収容した動物の写真の一覧などを市町村の担当の方に渡して、避難所の目に見える掲示板などに貼って頂けるよう依頼しました。またホームページへの公示期間を決めずずっと掲載しました。

岩手県では保護収容した動物の飼い主を探すために、保健所のウェブページに掲載するとともに、写真付きのチラシを作り動物病院やコンビニエンスストア、スーパーなどに掲示してもらいました。地域によっては保健所の広報車を使用して、どこでどのような犬が保護されたかを放送してまわりました。



避難所での様子（岩手県）

[写真提供：岩手県]

(イ) 譲渡について

■譲渡会の開催（仙台市）

仙台市では、発生当初公示から1ヶ月間飼い主が現れない場合は譲渡対象とし、比較的早くからほぼ毎月譲渡会を定期的で開催しました。譲渡会だけではなく、適正譲渡が可能な随時譲渡のルール作りや団体への譲渡も行いました。

譲渡を促進させるため譲渡対象動物の写真をホームページに掲載したり、写真入りポスターやチラシを作成したりして、センターや動物病院に掲示・配布しました。またマスコミを積極的に利用しTVやラジオ・雑誌に現状を掲載しました。譲渡にあたっては、譲渡を受けた動物の所有者が判明し、所有者が返還を求めた場合は速やかに返還するという誓約事項を説明し、納得して押印された方に譲渡しました。



譲渡会の様子 [写真提供：仙台市（仙台市動物管理センター）]

■公示期間の延長（いわき市他）

いわき市では、通常一週間程度としている公示期間（法律上は3日間）を1ヶ月間に延長しました。また譲渡候補動物の血液検査（犬：フィラリア、猫：白血病、エイズ）、混合ワクチンの接種、フィラリア予防（犬のみ）、ノミ・ダニ予防を実施し、譲渡動物情報の内容に譲渡動物の写真と一緒に、ワクチンの接種やフィラリア検査結果を盛り込みました。

公示期間の延長はいわき市の他、多くの自治体で実施されました。

②課題となった事例

(ア) 返還について

犬については、鑑札等が装着されておらず、所有者の判別が困難でした。また、首輪のみ（迷子札無し）のものも多く所有者からの申し出がない限り所有者が分かりませんでした。今後、所有者明示について普及啓発を強化し、脱落等の可能性の少ないマイクロチップの装着などが必要であると考えられました。

(イ) 譲渡について

震災直後は、全国各地の様々な動物愛護団体等からの問い合わせが多く、譲渡するのに適正な団体かどうかの判断が難しいことがありましたが、震災から時間が経過すると被災地への関心が薄れるため、譲渡が思うように進まなくなる場合もありました。

また、譲渡前講習会が十分に開催できなかったことや、譲渡の後追跡調査やアフターケア、フォローアップが課題となりました。

(ウ) その他

遠距離の動物輸送、様々な要望への受け入れルールの整理や収容動物の治療、収容期間の長期化、収容スペース不足の問題などが課題となりました。

(8) 動物救護施設等における動物の飼養管理

①対応事例

(ア) 既存の施設を利用した動物の飼養管理

■動物管理センターと動物病院で役割分担をした事例（仙台市）

仙台市では、新たな動物救護施設を設置せずに、動物管理センターは従来の業務を継続した状態で飼い主不明の動物の収容と引き取りを行い、飼い主のいる動物の一時預かりは獣医師会の動物病院が行うとし、役割分担を明確にしました。

動物管理センターでは、平常時から連携のあるボランティアが中心となって災害時ボランティアへの指導や保護収容された動物の散歩やしつけ、シャンプーやブラッシングが行われていました。また、比較的早くからほぼ毎月譲渡会を定期的に行うことで、適正収容数を維持し、収容動物に過大なストレスをかけないようにしていました。動物管理センターの機能を平常時から充実させ、ボランティア協働による成犬および成猫の譲渡事業を推進していたことで、新たな動物救護施設を設置せずに救護活動ができたと考えています。



既存施設におけるボランティア活動の様子

[写真提供：仙台市（仙台市動物管理センター）]

(イ) 新たに設置した動物救護施設での動物の飼養管理

■福島県のシェルター管理の事例

福島第1シェルターは、物資の調達やスタッフの管理を行う事務管理担当と、犬チーム（チーフ、スタッフ）、猫チーム（チーフ、スタッフ）のスタッフで構成され、犬チームは給餌、給水、清掃、散歩等の犬の飼養管理を、猫チームは餌、給水、清掃等、猫の飼養管理を行っています。一方、第2シェルターでは、これらのスタッフに加えて健康管理を行う専属獣医師が配置されています。シェルターでは、収容動物の病気の発生・蔓延等を防ぐために、保護当日のワクチン接種、フィラリアや疥癬等予防薬の投与、治療の実施、消毒の徹底（消毒槽の設置・スタッフ、ボランティア関係者や施設内要所での消毒の実施）、着替えの徹底、個別収容、病気が発生した時のための隔離部屋設置などの対応を行っています。

なお、保護収容個体の中には馴化していないものも多く、咬傷事故や逃亡の防止に関しては工夫が必要であったため、1頭ずつケージやクレートで管理し、犬の出し入れはスタッフのみが行うようにしています。



福島第2シェルターの様子（田村郡三春町）

[写真提供：（一財）自然環境研究センター]

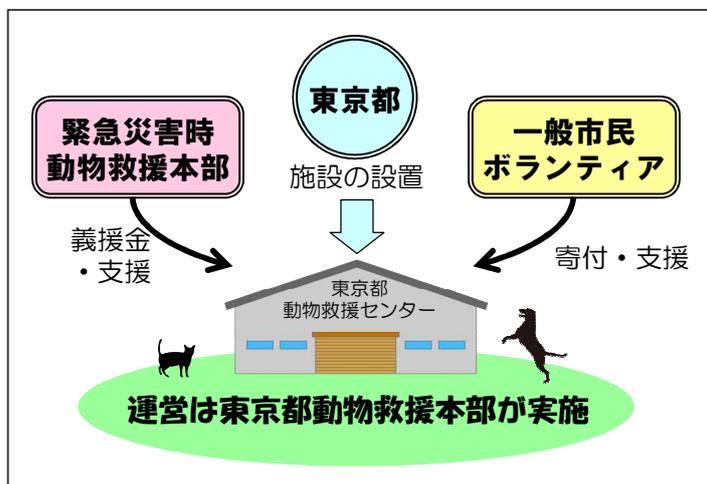
■東京都の動物救護施設の管理の事例

東京都は、東京緊急対策2011に基づき、東京都動物救援本部と協定を締結し、都内に避難されている被災者の同行動物等について、同本部が救援活動を行う施設として「東日本大震災東京都動物救援センター」を設置しました。「東日本大震災東京都動物救援センター」の運営方針については、東京都動物救援本部会議で役員が話し合い、決定しました。都動物救援センターにおける飼養管理チーム及び事務管理スタッフ（有償）については、東京都動物救援本部構成団体が確保し、獣医師としては東京都獣医師会会員が対応しました。



東日本大震災東京都動物救援センター

[写真提供：東京都]



東京都動物救援本部の体制

②課題となった事例

(ア) 既存の施設を使用した場合

発災直後は、道路事情により施設の状況を把握できなかったことや既存の動物収容施設を使用したため、多くの動物を収容することはできませんでした。

(イ) 新しい施設を設置する場合

施設の設置場所として周辺の住民に迷惑をかけない場所を探ることや設置費用を確保すること、限られた予算の中で、どのような施設（規模含む）を設置するかということが課題となりました。また、既存施設以外にある程度の施設を設置するには、発災後、一定（少なくとも半年以上）の期間を必要としました。

(ウ) 動物の管理について

人馴れしていない動物の場合、十分な処置ができないことがありました。また疾病、負傷した動物の対応（治療、ワクチン接種等）について、収容施設では十分にできなかったため、動物病院等の協力が必要だと考えられました。

(9) 情報収集、広報・普及啓発

①対応事例

(ア) 情報収集について

■岩手県の事例

被災している動物の情報を得るために、県と災害時の動物救護に関する協定を締結する団体のボランティアの方が在宅避難している方の家をまわりました。

(イ) 広報、普及啓発について

■避難所にチラシを配布した事例(埼玉県)

保健所職員が、避難所を所管する市町村担当者に対して、県内に設置された全ての避難所にチラシを配付してもらうよう依頼しました。

＜チラシの内容＞

- ・避難所等におけるペット飼養に関する相談窓口の設置について
- ・動物の飼い方に関する相談：県内13保健所
- ・動物の飼い方、一時預かり先の相談：動物指導センター

動物同伴で避難された皆様へ

埼玉県では、避難所等におけるペット飼育に関する相談をお受けしております。
くわしくは、最寄りの保健所又は動物指導センターにお問い合わせください。

○相談窓口一覧

動物の飼い方に関する相談

保健所名	所管区域	電話番号
川口保健所	川口市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市	048-262-6111
朝霞保健所	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	048-461-0468
春日部保健所	春日部市、越谷市、松伏町	048-737-2133
草加保健所	草加市、八潮市、三郷市、吉川市	048-925-1551
鴻巣保健所	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町	048-541-0249
東松山保健所	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村	0493-22-0280
坂戸保健所	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町	049-283-7815
狭山保健所	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市	04-2954-6212
加須保健所	行田市、加須市、羽生市	0480-61-1216
幸手保健所	久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、杉戸町	0480-42-1101
熊谷保健所	熊谷市、深谷市、寄居町	048-523-2813
本庄保健所	本庄市、美里町、神川町、上里町	0495-22-6481
秩父保健所	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町	0494-22-3824

動物の飼い方相談や預かり先の相談、その他

名称	所管区域	電話番号
動物指導センター	東松山保健所、坂戸保健所、加須保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、狭山保健所(飯能市・日高市)	048-536-2465
動物指導センター南支所	川口保健所、朝霞保健所、春日部保健所、草加保健所、鴻巣保健所、幸手保健所、狭山保健所(所沢市・狭山市・入間市)	048-855-0484

さいたま市、川越市における相談につきましては、下記にお問い合わせください。

	名称	電話番号
さいたま市	さいたま市役所 生活衛生課	048-829-1299
川越市	川越市保健所 食品・環境衛生課	049-227-5103

お問い合わせ：埼玉県生活衛生課 総務・動物指導担当
電話番号：048-830-3612

配布したチラシ

■手書きで対応した事例（仙台市）

発災当初はライフラインが麻痺していたためパソコンやプリンターなどは動かず、携帯電話も使えませんでした。そのため、保護している動物の情報を紙に手書きし、避難所に掲示して対応しました。また、避難所に掲示した紙には書き込みスペースを作り、被災者の情報を収集できるようにしました。同時にテレビやラジオ、様々な雑誌から情報発信を行うことで、保護された動物を早く飼い主の元に返す努力をしました。



掲示された失踪届 [写真提供：仙台市（仙台市動物管理センター）]

②課題となった事例

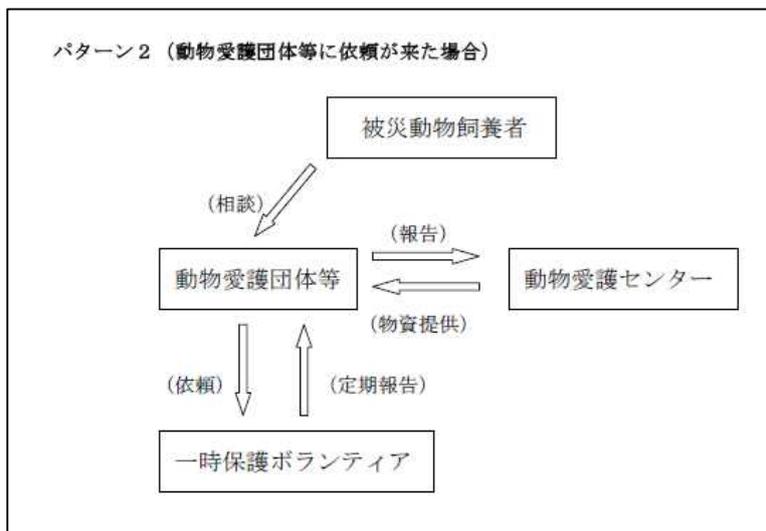
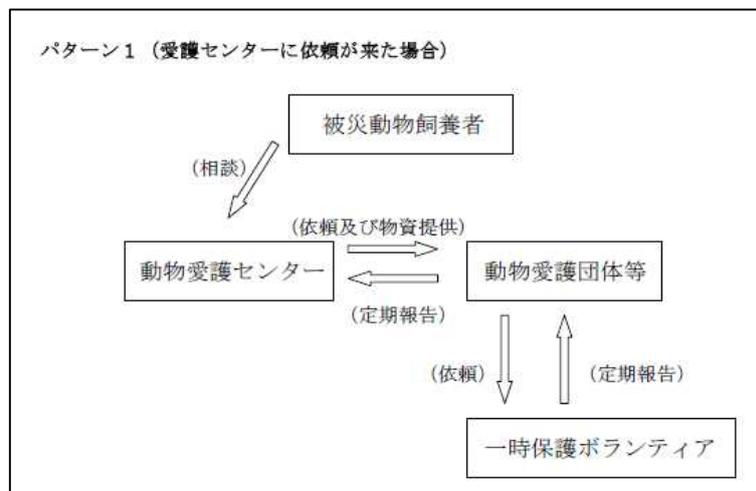
保護動物に関して、ホームページを見ることができない人に対する情報提供が課題となりました。また、被災している動物の情報を得るため一軒一軒家をまわって情報を収集するのはとても大変でした。

(10) ボランティアについて

①対応事例

■愛護団体に依頼した事例（青森県）

青森県では、県内のボランティア団体に対して説明会を開催し、ボランティアへの一時預かり依頼を行いました。行政であらかじめ各団体の受け入れ可能頭数を把握し、行政に保護（預かり）の依頼があった場合には依頼期間等を聞き取り、長期間の預かりに関しては預かり動物のストレス軽減のため、各団体へ依頼しました。また普段から愛護団体とは連携を行っているため、スムーズに連携を図ることができました。



青森県被災動物保護フロー

■動物愛護推進員に依頼した事例（秋田県）

秋田県では、地震発生直後に「秋田県への避難者が同行するペット等への対応」について検討するため、秋田県動物愛護推進員に緊急アンケートを行い、一時預かりや支援活動について動物愛護推進員の協力が得られることを確認しました。避難者が同行した犬を県民が一時預かりした場合は、避難者及び受け入れ先双方に対して飼い方支援（預かり期間中の犬の状況確認や相談への対応など）を動物愛護推進員が実施しました。

■ボランティアの登録制度について（千葉県）

千葉県では、千葉県動物愛護ボランティアの登録を実施していたことで、被災動物への動物救護に関する協力依頼を行うことができました。千葉県動物愛護ボランティアは事前に動物の適正飼養や災害時の活動などについて講習を受講しており、講習会を受講すると千葉県動物愛護ボランティア登録証が交付されます。活動に従事する時は登録証を携帯しなければならないとしています。

また、千葉県動物救護本部ボランティアも募集し人材の確保をしました。県衛生指導課でボランティア協力者を把握して、協力が必要な場合には直接交渉し被災動物の一時預かりおよび世話を依頼することとしていました。

参考様式2

千葉県災害時動物救護活動			
ボランティア登録証			
氏名			
	平成	年	月 日
	千葉県		

A7版

千葉県災害時動物救護活動ボランティア登録証

②課題となった事例

県で募集した動物愛護ボランティアには、事前に被災動物の一時預かりの可否や預かり可能な動物の種類及び数を照会していましたが、各ボランティアが日常の活動として犬・猫の保護等をしているケースがあり、被災後に問い合わせても収容するスペースがない等の理由で預かってもらえないことがありました。また、今回は特に外飼いの犬・猫の預かり先を見つけるのが大変でした。外飼い犬は、番犬として飼っていることが多く、鳴き声がネックとなり、預かりを断られることがありました。さらに、ガソリンの不足ということも重なり、車はあるが迎えに行けないということもありました。

7. まとめ

7. まとめ

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、かつてないほどの大規模な地震や津波に襲われ、東北地方を中心とした広い範囲が甚大な被害を受けました。さらに福島県では福島第一原子力発電所の事故の発生により、原子力災害対策特別措置法に基づく「警戒区域」が設定され、当該地域への立入りは原則禁止となりました。今回の大震災では多くの人・動物が被災し、緊急避難を余儀なくされた住民の中には、ペットと同行避難したケースやそのまま自宅において避難したケースが見られました。

そのような状況の中、被災地等では現地動物救護本部等が設置され、自治体や地方獣医師会、動物愛護団体などの関係機関が連携し、被災したペットの保護、保護収容されたペットの飼い主探しや飼い主による飼養が困難となったペットの一時預かり、譲渡などの動物救護活動が実施されました。また、様々な民間団体の活動により多くのペットが保護されました。

避難所や仮設住宅ではペットと同行避難した飼い主やペットに対し様々な対応がなされ、ペット飼養スペースの設置やペット飼養者専用スペースの確保など、地域に応じた方法が取り入れられました。また、自治体等によるペットフードや衛生用品などの必要物資の提供、獣医師による飼養相談や獣医療も実施されました。このような取り組みは、被災地だけでなく、被災地から避難してきたペット同行の被災者を受け入れた被災地周辺の地域においても実施されました。

一方で、今回の動物救護活動においては課題もありました。例えば、保護されたペットに鑑札や迷子札、マイクロチップなどが装着されていなかったため飼い主が特定できない場合や、飼い主が判明しても何処に避難しているか分からず飼い主に返還できないケースが見られました。また避難所や仮設住宅では、公衆衛生上などの問題で受け入れてもらえない場合や、ペットの同行避難を想定していなかったために対応ができない場合、その反対に受け入れ体制は整っていたが、同行避難についての周知が十分でなかったため、避難者がペットを同行しなかった場合等がみられました。さらに同行避難を受け入れた避難所や仮設住宅においても、しつけができていなかったため周囲に迷惑をかける等のトラブルが発生したという報告も数多くありました。

こうしたことから、飼い主、行政などは日頃から以下の項目等について検討し、災害が発生したときに備えておくことが重要であると考えます。

飼い主が備えておくべきこと

● 普段の暮らしの中での防災対策

災害時にはまず、飼い主が無事であることが重要です。そのためには普段から家具の固定等の地震対策を行う必要がありますが、地震対策を行うことは、ペットの安全確保にも繋がります。

● ペットのしつけと健康管理

飼い主責任による同行避難は重要です。ペットが家族の一員として地域社会に受け入れてもらえるよう、日頃からしつけや健康管理を実施しておく必要があります。特に避難所のように多くの人が集まる場所では、「待て」や「おいで」の基本的なしつけができてい

ケージやキャリーバックを嫌がらない、不必要に吠えたりしないこと等が重要です。また、他の動物と接触する機会が多いため、予防接種やダニ、ノミ、フィラリア等の駆虫や予防を行うことも必要です。

●マイクロチップ等による所有者明示

万が一、ペットと離れてしまった時のことを考えて、日頃から迷子札やマイクロチップ等による所有者明示で飼い主を明示しておく必要があります。なお、犬の場合は狂犬病予防法に基づき、鑑札と狂犬病予防注射済票の装着が義務づけられています。

●ペット用避難用品や備蓄品の確保

災害が起こったらすぐに避難できるように、ペットの避難用品を準備しておく必要があります。支援物資が遅れることも考慮して、フードや水は少なくとも5日分の用意が必要です。特に療法食等の特別なフードが必要なペットの場合は、さらに長期間分用意する必要があります。

●避難所や避難ルートの確認等の準備

避難所までのルートや、避難所の所在地を把握するだけでなく、実際にこれらを確認しておくことも必要です。また、地域の方とコミュニケーションをとり、災害時にはお互いに助け合えるよう、防災について話し合う必要もあると考えられます。

行政等が備えておくべきこと

●飼い主等への普及啓発

自治体は、平常時から飼い主に対して同行避難について普及啓発するとともに、日頃からの基本的なしつけや健康管理等の適正飼養についても周知することが重要です。

●避難所や仮設住宅におけるペット受け入れ体制の整備

災害時には飼い主がペットと同行避難することを想定し、避難所や仮設住宅にペットを受け入れられる体制を整備する必要があります。そのためには、地域防災計画にペットの飼養について明記したり、避難所及び仮設住宅におけるペット飼養マニュアル等を作成することも重要だと考えられます。またその際には、動物が苦手な人やアレルギーを持つ人に配慮した避難所や仮設住宅のあり方について検討する事も必要です。

●災害時における動物救護体制の整備

災害時にはできる限り円滑に動物救護体制の立ち上げができるよう、あらかじめ関連部署や関係団体等と連携を図り災害時協定等の締結を検討しておく必要があります。また、協定等により役割分担を決めておくことで、速やかに動物救護活動を開始できることが期待できます。

あわせて、必要な備品を備蓄しておき、災害時には被災者の手元に確実に届くよう、地域の特性や災害の種類に応じた体制を整えておくことも重要です。

●動物救護施設設置に関する検討

災害時には、飼い主からペットを一時的に預かったり、負傷動物や放浪動物を保護するために動物救護施設が必要です。既存の保健所や動物愛護センター等を活用する場合、協定を結んでいる獣医師会会員の動物病院に協力を依頼する場合、新たに動物救護施設を設置する場合等が考えられ、地域の状況や災害の規模にあわせて対応する必要があります。新たな救護施設の設置が予想される場合には、あらかじめ設置候補地を選定しておくことが必要です。

以上のように、大規模災害時における動物救護対策の実施にあたっては、飼い主と行政等がそれぞれの役割を担いますが、動物救護では、動物愛護の観点だけでなく、被災者である飼い主の心のケアの支援や、放浪動物による人への危害防止、生活環境保全の観点からも重要である事を考慮する必要があります。

写真提供者一覧

[表紙]

- 左上・右中段（提供：岩手県）
- 左下（提供：（公社）日本獣医師会）

[口絵写真]

- ・ 仙台市若林区を襲った津波（提供：仙台市）
- ・ 岩手県宮古市の様子（提供：岩手県）
- ・ 津波により孤立した荒浜小学校で救助を待つ地域住民（提供：仙台市）
- ・ 放浪状態となった犬達
（提供：左 公益社団法人日本獣医師会、右 公益財団法人日本動物愛護協会）
- ・ 避難所の様子（中学校体育館）（提供：岩手県）
- ・ 車内で避難生活を送っている様子（提供：仙台市）
- ・ 避難所のペット飼養場所の様子（提供：左 岩手県、右：新潟県）
- ・ 避難所の動物相談所の様子（提供：左 岩手県、右 公益社団法人日本獣医師会）
- ・ 仮設住宅で屋外飼養している様子（提供：岩手県）
- ・ 仮設住宅で屋内飼養している様子（提供：岩手県）
- ・ 訪問診療の様子（提供：左右ともに岩手県）
- ・ 支援物資（提供：左 宮城県、右 岩手県）
- ・ 動物救護施設の様子（既存施設）（提供：左右ともに仙台市）
- ・ 動物救護施設の様子（新たに設置した施設）（提供：左右ともに福島県）
- ・ 譲渡会の様子（提供：左 福島県、右 岩手県）

※本文中の写真の提供者は写真の下に記載しています。

東日本大震災における被災動物対応記録集

平成25年6月 発行

発 行 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
〒110-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL. 03-3581-3351

編 集 一般財団法人 自然環境研究センター
〒130-8606 東京都墨田区江東橋 3-3-7
TEL. 03-6659-6331